

# NEWS LETTER

2023年 12月号

今年も残すところ一月を切りました。早いですね！

コロナやインフルエンザも流行ってますので、健康に注意してよい年末年始を送りたいものです。

内容にご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

## 自筆証書遺言書保管制度

民法上、遺言の方式には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。

この自筆証書遺言は、遺言者が全文・日付・氏名を自書し、押印することによって作成される遺言書で、相続財産目録については自署不要とされていますが、それ以外の部分は自書が義務付けられている点が特徴的です。自筆証書遺言は手軽に作成できるメリットがあるのですが、逆に多くのデメリットがあります。①様式の不備で無効になることがある。②紛失や偽造、盗難のおそれがある。③遺言者が亡くなっても発見されないことがある。④家庭裁判所の検認が必要 等です

そこで、このデメリットを軽減する方策として、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が始まっています。この制度を利用することによって、遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、外形的なチェックが受けられます。また、遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。(原本：遺言者死亡後50年間、画像データ：同150年間)。そのため、遺言書の紛失・亡失のおそれがありませんし、相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。また、家庭裁判所での検認も不要となります。この手続きは、費用は印紙代3900円だけですので、公正証書遺言と比較しても、負担が少なく利用できますが、ただ、保管制度を利用しているから大丈夫！という思い込みには注意が必要です。

法務局で形式面の確認があると言いましても、法務局では内容が適正かまではチェックされません。チェックしてくれるのは形式面だけです。つまり、登記の申請等で使える遺言の内容か否かまではチェックされないということです。

遺言書をご自分で作成される方は、勉強熱心の方が多くと思いますが、ネット等の情報で作成した遺言書が実際に使えるかは、よく検討の必要がありますのでご注意ください。

### 事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

### 主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続 ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記 ④農地法の許可 ⑤裁判手続

